

令和6年度住民税非課税世帯の皆さまへ

令和6年度住民税非課税世帯等給付金 (子ども加算)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中※1でも受給できる場合があります

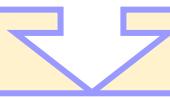
- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、住民税非課税世帯給付金・住民税非課税世帯に対する子ども加算金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在お住まいの丹波市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの丹波市での手続きが必要です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

■ 給付対象と給付額

世帯全員が令和6年度の住民税（均等割）が
「非課税者」の世帯



該当する世帯に対し、1世帯あたり 3万円を給付します。

上記の対象世帯で

18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯



該当する世帯に対し、児童1人あたり 2万円を加算して給付します。

■ 申請先

丹 波 市

■ 申請期限

令和7年7月31日（木）（※消印有効）

お問い合わせ

丹波市 健康福祉部 社会福祉課
住民税非課税世帯等給付金（子ども加算）担当



0795-86-7031 受付時間 8:30~17:15（土日、祝日を除く）

■ 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きをしてください。
ご不明な点は、現在お住まいの丹波市の給付金担当窓口に相談してください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの丹波市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税（均等割）非課税となる場合には受給できます。

Q 現在の住まいでの受給には、どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの丹波市にご連絡いただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等給付金申請書」又は「住民税非課税世帯等給付金（こども加算）申請書」を提出してください。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
注意してください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。